

松江市職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

松江市職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則（平成 17 年松江市規則第 40 号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
第 8 条 条例第 16 条第 2 項第 4 号に規定する教員特殊業務手当の額は、次の区分による額とする。 (1) 業務に従事した時間が <u>3 時間</u> 以上の場合 従事 1 日につき <u>3,900 円</u> (2) 業務に従事した時間が 2 時間以上 <u>3 時間</u> 未満の場合 従事 1 日につき <u>1,950 円</u>	第 8 条 条例第 16 条第 2 項第 4 号に規定する教員特殊業務手当の額は、次の区分による額とする。 (1) 業務に従事した時間が <u>4 時間</u> 以上の場合 従事 1 日につき <u>3,600 円</u> (2) 業務に従事した時間が 2 時間以上 <u>4 時間</u> 未満の場合 従事 1 日につき <u>1,800 円</u>
第 10 条 略 2 条例第 20 条第 2 項第 3 号に規定する市長が規則で定める額は、同条第 1 項第 2 号に規定する市長が認める作業に応じて次に掲げる額とする。 (1) 条例第 20 条第 1 項第 1 号アの作業に相当する作業 <u>950 円</u> (大規模な災害に係る作業に従事した場合にあっては、 <u>1,440 円</u>) (2) 条例第 20 条第 1 項第 1 号イの作業に相当する作業 <u>1,440 円</u>	第 10 条 略 2 条例第 20 条第 2 項第 3 号に規定する市長が規則で定める額は、同条第 1 項第 2 号に規定する市長が認める作業に応じて次に掲げる額とする。 (1) 条例第 20 条第 1 項第 1 号アの作業に相当する作業 <u>710 円</u> (大規模な災害に係る作業に従事した場合にあっては、 <u>1,080 円</u>) (2) 条例第 20 条第 1 項第 1 号イの作業に相当する作業 <u>1,080 円</u>

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の第 8 条及び第 10 条の規定は、令和 8 年 4 月 1 日から適用する。